

令和4年度第8回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年12月2日（金）午後1時30分～午後3時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う広島市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（答申案）

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 答申案（骨子）
- (3) 答申（案）

8 議事概要

答申（案）について、前回から修正した点について事務局が説明し、その後、意見交換が行われた。

〔松田委員〕第2の2の「市議会は自ら条例を定める必要があります。」（P3）という表現について、市議会は改正法の適用対象とはならず、どのように対応するか検討する立場に置かれるとは思いますが、この表現では市議会に条例を定める義務が課されるように読める。

〔事務局〕 御意見を踏まえ修正する。

〔松田委員〕 P 6 の「要配慮個人情報」に係る記述については、改正法、施行令及びガイドラインを参照した旨を記載した方がよい。

〔事務局〕 その旨追記する。

〔片木委員〕 第 3 の 8 (2) ア「規則」(P 1 2) は、何の規則か。

〔事務局〕 施行条例に係る規則である。正式な名称はまだ確定していない。答申上は、施行条例に係る規則と記載し、具体的な名称は過去の例を調査する等して検討する。

〔田邊委員〕 同様のことが、第 3 の 4 (2) ア (P 9) においてもいえる。

〔事務局〕 承知した。そこについても修正しておく。

〔日山委員〕 第 2 の 2 の「また」から始まる段落 (P 3) において、「市民病院や市立大学があり、これら地方独立行政法人は原則として民間部門の規律が適用されることとなります」という記述は、地方独立行政法人であれば民間部門の規律が適用されるように読まれそうで気になる。実際は、地方独立行政法人のうち、試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置・管理若しくは病院事業の経営を目的とするものについて民間部門の規律が適用されるはずである。

〔田邊委員〕 「これら地方独立行政法人は」という部分を「これらには」に改めればよい。

〔福永委員〕 同段落の「それぞれの機関独自に」という部分について、市民病院や市立大学を指す言葉として「機関」は適切か。

〔事務局〕 確かに「機関」という表現は適切ではない。

〔日山委員〕 市民病院や市立大学にも施行条例の適用があるのであれば、「独自に体制を整備する必要があります」という表現も気になる。この表現では市民病院や市立大学には施行条例の適用がないように読まれそうである。

そもそも、この部分については詳細に論じる必要はなく、「公的部門の規律が適用されるため、留意する必要がある」程度の記述でいいように思う。

〔松田委員〕 同意見である。

〔田邊委員〕 「留意する」のは何についてか。「適用されるため」なのか「適用されることに」なのか。

〔日山委員〕 適用関係が入り組んでいることに留意する必要があることを記述したいため、「適用されることに留意する必要があります」が適切であると考え

〔事務局〕 御意見を踏まえ修正する。

〔田邊委員〕 P 4 の 4 行目「適用することが必要と考えます。」は「施行することが必要です。」の方がよい。

第 3 の 5 (2) ア (㉞) に出てくる法律名 (P 1 0) はかなり長い。答申はあくまで審査会の意見であるため、正式名称にこだわらず、略称でもよいと考える。

第 3 の 9 (2) ア「専門的知見を有する構成員による審査体制」(P 1 3) という部分は、「専門的知見を有する者から成る審査体制」という表現が

適切であると考える。

同じ段落の「審査に係る構成員」も「審査の構成員」という表現でよいように思う。

本日出た意見等を踏まえ、事務局で答申案を修正した上で各委員に送付してもらいたい。それぞれ答申案を確認し、意見等あれば各委員に分かるような形で事務局に連絡すること。調整の上、答申を出すこととしたい。

(各委員了承)

次回は、令和5年3月6日(月)午後1時30分から審議を行う。